

地域内フィーダー系統確保維持計画「令和6～8年度」の変更について

1 変更の要旨

地域内フィーダー系統確保維持計画「令和6～8年度」について、廿日市市地域公共交通計画の別紙として定めるため、別紙1のとおり内容の一部を変更する。

2 変更の理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化が行われたことに伴い、地域内フィーダー系統確保維持計画を変更し、廿日市市地域公共交通計画「別紙」として定める必要があるため。

3 計画の内容

別紙1のとおり

※ 第4回公共交通協議会で説明した資料から変更した箇所については、朱書きとしております。

主な変更内容は、国の様式に合わせた各項目名の変更等です。